

## 屋外体育施設管理運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市体育施設条例施行規則（平成27年豊中市規則第63号。以下「規則」という。）第21条及び豊中市スポーツ施設情報システム規則（平成27年豊中市規則第65号。以下「システム規則」という。）第17条の規定により、豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）第2条に規定する体育施設のうち、グリーンスポーツセンター（条例別表第7に掲げるバーベキュー場を除く）、大門公園野球場、豊島公園野球場、千里北町公園野球場、ふれあい緑地少年野球場、豊島公園庭球場、千里東町公園庭球場、野畑庭球場、ふれあい緑地庭球場、ふれあい緑地球技場及び二ノ切少年球技場（以下「屋外体育施設」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用調整による使用)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事業等については、毎年度、当該年度の開始前に使用計画を立て、当該計画の実施に必要な範囲において、規則第3条第3項に規定する申込みの期間より前に、屋外体育施設を使用することを決定し、又は承認することができる。

- (1) 屋外体育施設の工事及び整備
- (2) 市が主催する事業
- (3) 市が補助金を支出している団体が行う事業であって、市が共催し、又は後援するもの
- (4) 官公署が行う事業であって、市が共催し、又は後援するもの
- (5) 全市的又は地域的に組織された団体が地域スポーツの推進を目的として広く市民に参加を呼びかけて行う事業であって、市が共催し、又は後援するもの
- (6) 地域スポーツの推進を目的として行う事業であって、市が共催し、又は後援するもの

2 毎年度、当該年度開始後においても、市長は、前項各号に掲げる事業等については前項の例により決定し、又は承認することができる。

### (利用者の登録)

第3条 豊中市スポーツ施設情報システム（システム規則第2条第1項第1号に規定する情報システム。以下「情報システム」という。）を利用して、屋外体育施設（庭球場を除く）を使用しようとする者は、利用者登録申込書及び団体登録構成員名簿を市長に提出し、あらかじめ登録を受けなければならない。ただし、登録資格を有する者は、10人以上で構成される者とする。

2 情報システムを利用して、庭球場を使用しようとする者は、利用者登録申込書を市長に提出し、あらかじめ登録を受けなければならない。ただし、登録資格を有する者は、中学生を除く15歳以上の者とする。

- 3 前2項による登録の受付は、屋外体育施設の指定管理者が設置する窓口において行う。
- 4 第1項の規定により登録を受けた者（以下「第1項登録者」という。）の構成員は、他の第1項登録者の構成員を兼ねることができない。
- 5 1つの団体やグループを複数に分割して登録することはできない。
- 6 規則第9条第5項の規定による高齢者団体、障害者団体及び小人団体の範囲は次の各号のとおりとする。
- (1) 高齢者団体 庭球場を使用しようとする場合は、65歳以上のものおよび使用する日の属する年度内において、65歳に達する者。または、庭球場を除く屋外体育施設を使用する場合は構成員が10人以上、かつ構成員の7割以上が65歳以上のものおよび使用する日の属する年度内において、65歳に達する者
- (2) 障害者団体 庭球場を使用しようとする場合は、次の表の手帳等の交付を受けている者。または、庭球場を除く屋外体育施設を使用しようとする場合は、構成員が10人以上、かつ構成員の7割以上が次の表の手帳等の交付を受けている者

手帳等の種類	根拠法令等
身体障害者手帳	身体障害者福祉法
療育手帳	療育手帳制度要綱
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
戦傷病者手帳	戦傷病者特別援護法
被爆者健康手帳	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
小児慢性特定疾病医療受給者証	児童福祉法
特定疾患医療受給者証	特定疾患治療研究事業実施要綱
特定医療費(指定難病)受給者証	難病の患者に対する医療等に関する法律

- (3) 小人団体 庭球場を使用しようとする場合は、使用する日の属する年度内において、19歳に満たない者。または、庭球場を除く屋外体育施設を使用しようとする場合は、指導者を除く構成員が10人以上、かつ構成員の10割が使用する日の属する年度内において、19歳に満たない者
- 7 第1項登録者は、団体登録構成員名簿を毎年度指定する期日内に、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の申込み)

第4条 規則第3条第3項の規定による使用承認の申込みを行うことができる者は、第1項登録者のうち、庭球場を除く屋外体育施設の場合、市内居住者、市内在勤者及び市内在学者が構成員の7割以上を占める者とし、庭球場の場合、第3条第2項の規定により登録

された者のうち市内居住者、市内在勤者及び市内在学者とする。

- 2 情報システム利用者として登録されていない者（以下「未登録者」という。）は、前項の使用承認の申込みを行うことはできない。
- 3 第1項の使用承認の申込みは、情報システムにより使用承認の申込みができる。
- 4 第1項の使用承認の申込みの回数は4回を上限とする。
- 5 システム規則第11条第1項の規定による抽選後において使用承認の申込みが可能な区分については、随時、情報システムにより使用承認の申込みができる。未登録者の申込みの受付は、屋外体育施設の指定管理者が設置する窓口において行う。
- 6 使用日当日の使用承認の申込みの受付は、屋外体育施設の指定管理者が設置する窓口において行う。
- 7 条例第3条ただし書の規定により、市長が特に必要があると認める目的外使用による使用承認の申込みについては、別に定める。

（使用申込みの制限）

第5条 同一使用日の同一時間区分に係る使用承認の申込みは、重複して行うことはできない。ただし、市長が必要と認めるとき、この限りではない。

- 2 ふれあい緑地少年野球場の使用について、規則第3条第3項に規定する申込み（以下「抽選申込み」という。）は、構成員のうち7割以上の者が豊中市内に在住し、または在勤、在学する中学生以下の者で構成する団体（以下「少年団体」という。）のみ行うことができる。少年団体以外は、抽選申込み後に、屋外体育施設の指定管理者が設置する窓口でのみ使用承認の申込みを行うことができる。
- 3 ニノ切少年球技場の使用は、構成員のうち7割以上の者が豊中市内に在住し、または在勤、在学する団体に限る。抽選申込みは、少年団体のみ行うことができる。
- 4 大門公園野球場及び千里北町公園野球場の使用について、軟式野球及びソフトボール以外での使用承認の申込みは、屋外体育施設の指定管理者が設置する窓口でのみ行う。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用内容を制限することができる。
  - (1) 施設の損壊その他の理由により使用が危険であると認められるとき。
  - (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
  - (3) その他管理上支障があり市長が不相当と認めるとき。
- 6 第1項登録者及び中学生以下の者は庭球場の使用承認の申込みを行うことはできない。

（使用承認）

第6条 屋外体育施設の指定管理者は使用の承認をしたとき、使用承認書と納付書を交付する。ただし、情報システムによる使用承認はシステム規則第11条第2項に規定する。

（使用承認書の提示義務）

第7条 使用の承認を受けて使用するときは、使用承認書を屋外体育施設の指定管理者に提示しなければならない。ただし、情報システムによる使用承認はシステム規則第13条

に規定する。

(使用承認の取消)

第8条 使用承認が確定したものであっても、市長は特別な理由(気象警報の発令、災害の発生、施設の状況、その他の公共の用等)により使用承認を取り消すことができる。

(使用料の納付)

第9条 使用する当該使用料(附属設備を含む)は、納付書により金融機関に納付する。ただし、情報システムにより使用する場合は、システム規則第14条第1項及び第2項に規定する。

(使用料未納の処理)

第10条 使用料未納者については、料金納入の督促を行い徴収する。

(使用料未納者への制限)

第11条 使用承認を受けた利用者が使用料を納付しなかったとき、又は情報システムによる使用承認を受けた利用者が、使用料の指定口座振替が不能のときは、使用を制限することができる。

(使用者の制限)

第12条 中学生以下が使用する場合、保護者又はこれに代わる責任者(満18歳以上の者に限る。)が引率しなければならない。

(使用者及び入場者等の義務)

第13条 使用者及び入場者等は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 使用承認のない施設及び附属設備を使用しないこと。
- (2) 承認を受けた時間内で準備及び後片付けを行うこと。
- (3) 施設敷地内で喫煙しないこと。
- (4) 酒気を帯びての入場又は場内での飲酒をしないこと。
- (5) 党派的政治目的(公職選挙法(昭和25年法律第100号)による演説会を除く。)又は宗教的目的を有する行為をしないこと。
- (6) 建物、附属物、器具等を滅失又はき損しないこと。
- (7) 火災及び傷害の防止に努めること。
- (8) 使用後は、屋外体育施設の指定管理者の指示を受けて、速やかに原状回復、清掃等を行うこと。
- (9) 承認を受けた目的以外に施設を使用し、又は施設を使用する権利を譲渡し、もしくは転貸しないこと。
- (10) 施設内を不潔にしないこと。
- (11) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (12) 屋外体育施設の指定管理者の指示に従うこと。

(使用者及び入場者等の制限)

第14条 前条の規定に違反した者に対して、その入場を禁止し、又は退場させることがで

きる。

(使用者の責によらない事由)

第15条 規則第11条第1号に定める使用者の責によらない事由によって使用することができないときは、次の各号に掲げる事由とする。

(1) 第8条に規定する使用承認の取消をしたとき。

(2) 屋外体育施設の指定管理者が雨天など天候による理由等で使用区分の2分の1以上の時間について使用できないと判断したとき。

(3) 前号において、使用区分以降に連続で使用承認されている区分があるとき。

(傷害事故の責任)

第16条 屋外体育施設内の使用中に生じた傷害事故については、施設管理の瑕疵以外は、使用者及び入場者等の責任において処理するものとする。

(その他)

第17条 前各条に定めるもののほか、屋外体育施設の管理運営について必要な事項は、市長の判断による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。ただし、目的外使用承認に関する内規を別に定める。
- 2 この要綱は、平成28年1月12日から実施する。
- 3 この要綱は、令和5年3月22日から実施する。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 5 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。